

資料

1 西東京市地域自立支援協議会委員名簿

○平成 29 年 11 月 8 日まで

(敬称略)

分類	職業等	氏名
学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部 教授	綿 祐二
	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平 雅夫
	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田 明子
保健及び 医療関係者	薫風会山田病院 院長	山田 雄飛
	東京都多摩小平保健所 地域保健推進担当課長	筒井 智恵美
教育関係者	東京都立田無特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	二宮 啓子
	西東京市教育委員会 教育支援課長	清水 達美
障害者施設 関係者等	就労支援センター・一歩 所長	吉村 類
	保谷障害者福祉センター 施設長	小川よし子
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	たなし工房 施設長	渡辺 真也
	社会福祉法人田無の会 たんぽぽ 施設長	高橋 加寿子
障害当事者・家 族・関係団体	西東京市民生児童委員協議会 会長	海老澤 栄
	西東京市障害者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	西東京市社会福祉協議会 あんしん西東京係長	関根 裕恵

○平成 29 年 11 月 9 日から

(敬称略)

分類	職業等	氏名
学識経験者	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田 明子
	日本福祉大学福祉経営学部 助教	川口 真実
	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平 雅夫
保健及び 医療関係者	東京都多摩小平保健所 保健対策課 統括課長代理	高橋 祥子
	薫風会山田病院 院長	山田 雄飛
教育関係者	東京都立田無特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	二宮 啓子
	西東京市教育委員会 教育支援課長	清水 達美
雇用関係機関	就労支援センター・一步 所長	吉村 類
障害福祉サービ ス事業者	たなし工房 施設長	渡辺 真也
	保谷障害者福祉センター 施設長	小川 よし子
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	社会福祉法人田無の会 たんぽぽ 施設長	高橋 加寿子
障害当事者・家 族・関係機関	西東京市障害者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	西東京市民生児童委員協議会 会長	海老澤 栄
	西東京市社会福祉協議会 あんしん西東京係長	関根 裕恵
	(公社) 成年後見センター・リーガルサポート	山崎 政俊

2 平成 29 年度 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会委員名簿

(敬称略)

分類	職業等	氏名
学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部 教授	綿 祐二
	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平 雅夫
保健及び	医療法人社団薫風会山田病院 医療相談室長	山口 さおり
医療関係者	医療法人社団時政会佐々総合病院リハビリテーション科	小澤 伸治
障害者施設 関係者等	多機能型事業所 さくらの園 施設長	橋爪 亮乃
	西東京市障害者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	学校法人武蔵野東学園 武蔵野東高等専修学校	天宮 一大
公募市民		小矢野 和子
		藤田 克己
		本間 利江

3 計画策定の経過

日程	内容
平成 29 年 6 月 14 日 (水)	第 1 回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ○議題 (1) 「第 5 期西東京市障害福祉計画・障害児福祉計画 (平成 30 から 32 年度)」の策定及び平成 30 年度に予定する「西東京市障害者基本計画 (平成 26 から 35 年度)」の改訂 (中間年の見直し) について (2) 計画策定に伴うアンケート及びヒアリング項目について
平成 29 年 7 月 3 日 (月)	第 2 回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ○議題 (1) 計画策定に伴う調査見本の内容の確認について (2) 調査設計について
平成 29 年 8 月	アンケート調査実施
平成 29 年 8 月 21 日 (月)	第 3 回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ○報告 (1) アンケート調査の実施について (2) 泉小学校跡地活用に伴う障害者福祉施設整備について ○議題 (1) アンケート (団体、事業所、通級) の内容について (2) 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画における重点項目について
平成 29 年 8 月～9 月	障害者団体・サービス事業所等ヒアリング実施
平成 29 年 10 月 16 日 (月)	第 4 回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ○議題 (1) 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 素案その 1 について
平成 29 年 11 月 20 日 (月)	第 5 回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ○議題 (1) 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 素案その 2 について
平成 29 年 12 月 11 日 (月) ～平成 30 年 1 月 10 日 (水)	パブリックコメント実施
平成 29 年 12 月 15 日 (金)	市民説明会
平成 30 年 2 月 19 日 (月)	第 6 回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 ○議題 (1) 「第 5 期西東京市障害福祉計画・障害児福祉計画 (平成 30 から 32 年度)」の策定について

4 用語集

あ行

愛の手帳

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳です。全国的には療育手帳と呼ばれ、東京都では、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで判定を受けた上で取得することができます。

アウトリーチ

英語で「手を指しのぼす」という意味であり、社会福祉を担う機関がその職権により潜在的な利用希望者に医療・福祉関係者が手を指し伸べ、利用を実現させるような積極的な支援を行うことです。

一般就労

障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。在宅就労や起業なども含まれます。

医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

か行

ガイドヘルパー

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーです。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣されます。

基幹相談支援センター

障害者とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う施設です。障害の種別や年齢に関わらず様々な相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。西東京市では、障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置しています。

高次脳機能障害

病気や交通事故など、さまざまな原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障害を指します。失語症・記憶障害・注意障害・失認症（半側空間無視・身体失認）・失行症・地誌的障害・遂行機能障害・行動と情緒の障害などがあり、身体上の障害とは異なり表面的には目立たず、また本人も意識しにくいために理解されにくいという特徴を持っています。外見からは分かりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。

さ行

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。児童発達支援センターの開設には、人員基準として嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が示されています。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。一方で、児童発達支援事業は、障害児やその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置付けられます。

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などが挙げられます。

重症心身障害児(者)

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)といいます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳です。指定医より「身体障害者診断書・意見書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、審査を受けた上で障害等級が決定します。

ステップアップ雇用

精神障害もしくは発達障害がある人を試験的に雇用し、短時間労働からスタートし徐々に就業時間を徐々に延長させていくことで、労働環境に慣れ、適切な就業復帰を目指すための制度です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付される手帳です。精神疾患の診察をしている主治医・専門医に「診断書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請することで取得できます。

成年後見制度

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

セルフプラン

障害福祉サービスや、障害児通所支援サービスを利用するには、サービス等利用計画等が必要となります。サービス等利用計画等は、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者が作成する計画と、事業者によってサービスを利用する本人や家族等が作成する計画があり、本人や家族等が作成する計画をセルフプランと言います。

相談支援センター・えぼっく

障害の種別に関わらず、市内に在住する障害者・障害児、ならびにその家族または介護を必要とする方からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域のネットワークの活用によって課題の解決を図る相談支援センターです。平成23年5月に、障害者総合支援センター・フレンドリー内にオープンし、障害者の自立と社会参加を支援するとともに、障害者が社会を構成する一員として、地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図ります。

相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となっています。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

た行

地域活動支援センター

地域の実情に応じ、障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う「Ⅰ型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う「Ⅱ型」、基礎的事業の実施に加え、障害者を通所させ創作的活動を行う「Ⅲ型」があります。

西東京市においては、保谷障害者福祉センター（主に身体障害のある方が対象）、ハーモニー（主に精神障害のある方が対象）、ブルーム（主に知的障害のある方が対象）が設置されており、各機関が連携の上、利用者からの相談にあたっています。

地域自立支援協議会

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。

通級指導学級

通常の学級に在籍する小学生が発音の改善のために通うことばの教室と、通常の学級に在籍する中学生が発達障害等による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導（自立活動）等を受ける中学校通級があり、週1回程度通うものです。

特別支援学級

障害のある児童・生徒に、少人数体制で指導し、自立生活、社会参加を目指し、主体的に生きる力を育てる指導を行う、市立小・中学校に設置された学級です。知的障害と自閉症・情緒障害を対象とした学級があります。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

特別支援教室

発達障害等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、学習面の部分的指導や社会性の指導を必要とする児童を対象とした通級による指導です。特に発達障害の診断を必要とするものではありません。部分的な指導により、通常の学級の教育課程を習得し、社会で自立して生活できることを目指します。

は行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、人とのコミュニケーションや関わりに難しさが生じることがある ASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）、必要なことに注意を向けることや、じっとしていることが苦手な ADHD（注意欠如の多動性障害）、文字の読み書きや計算が苦手な LD（学習障害）があります。

発達障害の障害者手帳はなく、知的障害のある場合は療育手帳を、知的障害のない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。

ピアカウンセリング

障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組です。

ファミリー・サポート

保護者が仕事や外出などで子どもを預かって欲しいときに、有償で預かり、地域の中で助け合いつつ子育てを行うための会員組織です。ファミリー会員（子どもを預けたい人）と、養成講習会を受講したサポート会員（子どもを預かる人、有償ボランティア）によって構成されます。西東京市では、社会福祉協議会が実施しています。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けている保護者のことです。保護者に対し、自身の経験を踏まえた共感性のある相談支援（地域資源についての情報提供等）を行うことができます。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する、保護者向けのプログラムです。知的障害や発達障害のある子どもを持つ保護者向けに障害による症状の改善や、子どもが感じている困難の軽減につながる取組として開発されたもので、現在は子育てにおいて、より幅広く展開されています。

ヘルプカード

障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、携帯するものです。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。

平成 30 年 4 月 1 日より、国、地方公共団体、一定の特殊法人は 2.5%、都道府県等の教育委員会は 2.4%、民間企業は 2.2%に引き上げられます。また、民間企業においては、対象となる事業主の範囲が、従業員 50 人以上から 45.5 人以上へと拡大されます。

や行

ユニット

グループホームにおいて、相互に交流を図りながらと共同で生活するグループの単位のことであり、またそうした生活を行うために必要な施設等の単位を指します。

ら行

ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるような支援を行うことを指します。

ABC

PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返し、業務を改善していく手法です。